

白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入(PPA 事業)
事業者選定プロポーザル
審査要領

令和 4 年 1 2 月

白 井 市
市民環境経済部
環 境 課

1. 趣 旨

本要領は、白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）募集要項及び参加表明書等作成要領に定めることのほか、優先交渉権者を選定するための審査に必要な事項について定めるものとする。

2. 審査方法

本プロポーザルは次のとおり審査を行う。

- (1) 本プロポーザルの審査は、白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 本プロポーザル募集要項及び参加表明書等作成要領（以下、「作成要領」という。）により作成し、提出された提案書等を基に審査し評価する。
- (3) 本要領に基づき選定委員会が参加資格を確認し、参加資格のある参加事業者の審査を行い、優先交渉権者を選定する。
- (4) 一次審査については、作成要領により作成し、提出された書類・図書等を基に本要領に記載の評価基準に基づき客観的に評価する。
- (5) 二次審査の各事項は、各委員が本要領に記載の評価基準に基づき評価するとともにプレゼンテーション及びヒアリングを行い総合的に審査する。
評価点は、各委員の採点を評価項目ごとに合計し、出席委員数で除した値が参加事業者の評価点となる。この場合、評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めることとする。
- (6) 一次審査と二次審査の評価点を合算し、最も評価点の高い者を優先交渉権者とする。

3. 評価方法

(1) 参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加することができる者は、募集要項の参加資格要件を全て満たす者とする。

(2) 評価事項に対する配点

白井市公共施設再生可能エネルギー設備導入事業について、適切な優先交渉権者を選定するため、次表のとおり評価事項を設けて、選定委員会において審査する。

| 項 目 | | 様式 | 評 価 事 項 | 評価配点 |
|------------------|-----------------------|-------|-------------------------------|-------|
| 一 次 審 査 | 実績等の 書類審査 | 5 | ① 過去の業務実績 | 4.0 |
| | | 6 | ② 市との環境・災害協定の締結状況 | 4.0 |
| | | 7 | ③ 各種認証等取組状況 | 4.0 |
| | | 8 | ④ 参加事業者の概要 | 8.0 |
| 一 次 審 査 小 計 | | | | 20.0 |
| 二 次 審 査 | プレゼンテーション、 ヒアリング審査 | — | ① 実施方針 | 5.0 |
| | | — | ② 履行体制 | 5.0 |
| | | — | ③ 設置工事計画・維持管理計画 | 5.0 |
| | | — | ④ 発電及び温室効果ガス排出抑制量 | 10.0 |
| | | — | ⑤ 市内事業者活用等 | 5.0 |
| | | — | ⑥ 災害時の活用方法 | 10.0 |
| | | — | ⑦ 市の財政負担軽減 | 10.0 |
| | | — | ⑧ 事業資金計画 | 10.0 |
| | | — | ⑨ その他温室効果ガス排出量の削減 に有効な独自提案 | 10.0 |
| 二 次 審 査 小 計 | | | | 70.0 |
| 価 格 項 目 | 10 | 参考見積書 | | 20.0 |
| 合 計 | | | | 110.0 |

(3) 一次審査の評価要領

① 参加事業者の過去の業務実績

平成29年度から参加表明書提出時まで完了した実績に基づき次表のいずれかに該当する項目で評価する。

| 項 目 | 評 価 点 |
|---|-------|
| 再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を完了した実績を有する者。 又は国・地方公共団体等の施設との電力売買契約の完了実績を有する者。 | 1.00 |
| 民間施設でP P A事業の完了実績を有する者。 | 2.00 |
| 国・地方公共団体等の施設でP P A事業の完了実績を有する者。 | 3.00 |
| 国・地方公共団体等の施設でP P A事業の完了実績を2件有する者。 | 4.00 |

※ P P A事業の完了実績とは、太陽光発電設備等の設置を完了し、稼働（運転）を開始しているものとし、電力売買契約の完了実績は、長期継続契約の場合1か年度以上の契約完了実績とする。

※ グループで参加している場合は、代表事業者の実績とする。

② 参加事業者（グループ）の環境・災害協定の締結状況

| 項 目 | 評 価 点 |
|----------------|-------|
| 災害協定を締結している | 2.00 |
| 環境関連の協定を締結している | 2.00 |

※ 環境・災害とも協定を締結している場合は、各項目の評価点を加算する。

③ 各種認証等の取組状況

I S Oの取得状況

| 項 目 | 評 価 点 | |
|----------------------------------|-------|-------|
| | 更新なし | 更新あり |
| 未取得 | 0 | — — — |
| I S Oの各規格の中で1規格取得 | 1.00 | 2.00 |
| I S Oの各規格の中で2規格取得し、どちらか一方のみ更新がある | — — — | 3.00 |
| I S Oの各規格の中で2規格以上取得 | 2.50 | 4.00 |

※ グループの場合は、代表事業者の取得状況とする。

④ 参加事業者の概要

a 地域要件評価（配点：2.00点）

| 項 目 | 評 価 点 |
|-------------------------|-------|
| 支社（支店）、営業所（出張所）が千葉県内にある | 0.50 |
| 本社（本店）が千葉県内にある | 1.00 |
| 支社（支店）、営業所（出張所）が白井市内にある | 1.50 |
| 本社（本店）が白井市内にある | 2.00 |

※ グループで参加の場合は、代表事業者の状況进行评估する。

b 参加事業者の規模（配点：2.00点）

| 項 目 | 評 価 点 |
|----------------------------|-------|
| 下記の範囲を下回る | 0.50 |
| 全従業員数が参加事業者の平均数の前後10%以内の範囲 | 1.00 |
| 上記の範囲を上回る | 1.50 |
| 参加事業者の内、最も従業員数が多い者 | 2.00 |

※ グループで参加の場合は、全ての構成事業者の従業員数を構成する事業者数で除したものとする。この場合で小数点以下となるときは、小数点以下を切り捨てとする。

c 参加事業者の経営状況（配点：4.00）

| 項 目 | 評 価 点 | | |
|----------------|--------|------------|--------|
| 自己資本比率（財務の健全性） | 50%以上 | 20～50%未満 | 20%未満 |
| | 1.00 | 0.50 | 0.00 |
| 流動比率（資金繰り） | 200%以上 | 140～200%未満 | 140%未満 |
| | 1.00 | 0.50 | 0.00 |
| 固定比率（長期支払能力） | 70%未満 | 70～100%以下 | 101%以上 |
| | 1.00 | 0.50 | 0.00 |
| 当座比率（債務返済能力） | 100%以上 | 80～100%未満 | 80%未満 |
| | 1.00 | 0.50 | 0.00 |

※ グループの場合は、代表事業者の経営状況とする。

(4) 二次審査の評価要領

参加事業者が提出する提案書を評価するとともにプレゼンテーション及びヒアリングを通じて総合的に評価する。

○ 各提案項目に対する主な審査の視点

① 実施方針に関する提案

本市の持つ課題点や本事業の目的を十分に理解し、簡潔に整理されているか。

② 履行体制に関する提案

グループの場合は、構成する事業者の担当分野、関係性等が明確となっているか。

長期の事業期間に耐えうる体制が構築され、臨機への対応についても考慮されているか。

③ 設置工事計画及び維持管理計画に関する提案

工事期間中の施設利用者への安全対策、負担軽減策が考慮されているか。

設計、設置、完成、運転開始等各段階、諸手続き等において明確な目標を設定しているか。

長期間設備の機能を維持させる適切な維持管理計画となっているか。

損害が発生した場合の賠償等への具体的な対応策等があるか。

④ 発電及び温室効果ガス排出抑制量に関する提案

提案する発電量、温室効果ガス排出抑制量の大きさ。

提案する発電量、温室効果ガス排出抑制量の算出に用いた根拠数値等の妥当性。

⑤ 市内事業者活用等に関する提案

市内事業者の活用策、市内経済の活性化策（一時的なものでも可）が提案されているか。

市内事業者が担う作業や仕事量等が具体的に提案されているか。

⑥ 災害時の活用方法に関する提案

既存発電設備を考慮し、更なる災害時への対応策として提案されているか。

⑦ 市の財政負担軽減への提案

市の財政負担の軽減策として、補助制度を活用する場合は、活用が可能で活用することによって得られる補助額等の具体的な提案がされているか。

また、補助制度の活用以外に財政負担の軽減策が提案されているか。

⑧ 事業資金計画についての提案

各段階において必要となる費用（支出）及び資金調達（収入）が明確となっている。

また、長期期間にわたり収支が明確にされており、安定的な事業が実現できる資金計画となっているか。

⑨ その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案

①から⑧の提案以外で市にとって実現が可能で有益である提案がされているか。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

① 実施方法

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの実施場所、日時は、市が指定し、参加事業者個々に通知する。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。
- ・ 進行は、事務局で行うため、進行役となる者の指示に従うこと。
- ・ 出席可能人員は、6名までとする。
グループで参加する場合は、代表事業者が必ず出席すること。
- ・ 参加者の呼称は、A者、B者のように参加事業者名を伏せて行う。
- ・ プレゼンテーションの実施順は、提案書（二次審査提出物）の受付が遅かった者から順に行う。
- ・ 1者に付きプレゼンテーションを25分以内で行い、その後、15分程度のヒアリングを行う。
事務局にて、プレゼンテーションの開始、終了3分前、終了の合図を行う。
- ・ 説明にあたっては、市で用意するプロジェクター、スクリーンを使用し、投影して説明すること。
動画を使用することは認められないが、パワーポイントなどのプレゼンテーションソフトによるアニメーション機能程度は認める。
なお、使用するパソコンは参加事業者が持参すること。

② 注意事項

- ・ プレゼンテーション及びヒアリング当日に審査委員への追加資料等の配布は認められない。
- ・ 開始時刻に遅れた場合は、失格とする。
ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等による遅延で真にやむを得ない理由のある場合は、この限りでない。
- ・ 事前に提出している提案書と内容が一致しない提案を行った場合は、失格とすることがある。
- ・ ヒアリングでは、一次審査で提出している内容に関する質問が生じることも考えられることから、既に提出している全ての提出物を当日持参すること。
- ・ 提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案書等は無効とし、失格とする。
また、虚偽の記載をした者は、指名停止の措置を執る場合がある。

(6) 価格項目

参考見積額に対する評価

- ① 参考見積り最高額に対する参考見積り最低額の割合に応じ、評価配分をⅠ型～Ⅲ型に分類する。

Ⅰ型評価配分 最低額÷最高額＝90%以上

Ⅱ型評価配分 最低額÷最高額＝70%以上90%未満

Ⅲ型評価配分 最低額÷最高額＝70%未満

- ② 提案限度額及び参考見積り最低額から、次の式により各評価点数別の価格範囲を算定し、次表のとおり評価する。

A 最低額＋(最高額－最低額)×1/5 未満

B 最低額＋(最高額－最低額)×1/5 以上、最低額＋(最高額－最低額)×2/5 未満

C 最低額＋(最高額－最低額)×2/5 以上、最低額＋(最高額－最低額)×3/5 未満

D 最低額＋(最高額－最低額)×3/5 以上、最低額＋(最高額－最低額)×4/5 未満

E 最低額＋(最高額－最低額)×4/5 以上、限度額以下

| 最低額÷最高額 | 価格範囲及び評価点数 | | | | |
|---------|------------|------|------|------|------|
| | A | B | C | D | E |
| Ⅰ型評価配分 | 20.0 | 18.0 | 16.0 | 14.0 | 12.0 |
| Ⅱ型評価配分 | 20.0 | 17.0 | 14.0 | 11.0 | 8.0 |
| Ⅲ型評価配分 | 20.0 | 16.0 | 12.0 | 8.0 | 4.0 |

- ③ 提案内容に沿っていないもの、不当に廉価であると選定委員会で判断された者は評価を行わない、また、①、②の算定から除外する。

- ④ 参加事業者が1者のみの場合は、価格評価を行わず、その他の評価配分で総合評価点を90点として、評価点の合計割合が6割以上の評価であった場合、優先交渉権者とする。